

訪問看護ケアステーションいいだっか。

運営規定

(事業の目的)

第1条 合同会社 I D K (以下「I D K」という)が設置する訪問看護ケアステーションいいだっか。(以下「ステーション」という)は、在宅における介護が必要な利用者等に対し、その心身の機能回復をめざすとともに、住み慣れた地域社会や家庭の中で療養生活がおくれるように援助していくことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施にあたっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営をはかるものとする。

2 1 DK は、運営会議を設置し、事業の運営上必要な事項について適時協議する。

(介護予防訪問看護・訪問看護利用者)

第3条 介護予防訪問看護・訪問看護を受ける者(以下「利用者」という)は、介護保険の被保険者であって、要介護者・要支援者と認定された者、主治医の診療により介護予防訪問看護・訪問看護が必要であると認められた者とする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

・ (主たる事務所)

一 名称訪問看護ケアステーションいいだっか。

二 所在地鹿児島県奄美市名瀬末広町1-6 ベルメゾン21407号

(職員の職種・員数及び職務内容)

第5条 主たる事業所の職員の職種・員数及び職務内容は次の通りとする。

管理者

保健師又は看護師の常勤1名を配置する。

管理者は、所属職員の指導監督、相談にのり、また、関連機関との連携を図り、設備や物品の衛生管理を行い、緊急時の対応をするなど、適切に事業の運営が行われるように統括する。

2 看護職

保健師又は看護師等を2名以上配置する。

看護職は、利用者の訪問看護を担当し、また、それに付随する計画書及び報告書等の作成をはじめ業務の記録整理を行う。

3 その他

必要に応じて事務職及び理学療法士・作業療法士・言語聴覚士を配置するものとする。

事務職員は、労務管理・経理・庶務業務を担当する。

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、利用者の日常生活動作の機能を高めるために在宅リハビリテーションを行う。

(営業及び営業時間)

第6条 営業日及び営業時間は次の通りとする。

営業日

原則として土・日曜日・祝祭日以外は営業する。

但し、12月29日から1月3日は休日とする。

2 営業時間

午前9時00分から午後5時30分まで

3 営業時間外の訪問看護については主治医の指示に基づき、利用者との相談で対応する。